

戦国時代の新地城

宇多郡の中世社会

岡田 清一（東北福祉大学大学院嘱託教授）

本日の視点(内容)

・ 中世の宇多郡を支配したのは誰か？

・ 宇多郡をめぐる伊達氏と相馬氏の対立・新地城の位置づけ

・ 宇多郡をめぐる争奪の背景

・ 少ない文献資料

・ 地域に残る地名・発掘調査の成果などの援用

史料の信憑性

i 同時代の資料・・・古文書や日記など（正本＞写本）

ii 後世の編さん資料

・ 根拠資料が明示されているかどうか

『貞山公治家記録』・・・「政宗君記録引証記」

・ 根拠資料が不明

『奥相茶話記』『東奥中村記』

一 宇多庄をめぐる相馬氏と結城氏の争い

（以下の史料は通名假名を漢字に宛てるなど改変している）

(一) 相馬氏と結城氏

① 陸奥国宣 相馬家文書（原町市史236）

伊具・日理・宇多・行方等郡、金原保検断事、事書

遣之、早武石上総権介胤頼相共、守彼状可致沙汰者、

国宣如此、仍執達如件、

建武二年六月三日 右近将監清高奉

相馬孫五郎（重胤）殿

② 建武二年・後醍醐天皇輪旨案 伊勢結城文書（原町市史286）

陸奥国宇多庄、為勲功賞、可令知行者、

天氣如此、悉之、以状、

建武二年七月三日 大膳大夫在判

結城上野入道（宗広）館

③ 建武三年・相馬長胤軍忠状（抜粋）

相馬岡田家文書（原町市史295）

黒木入道一党・・・黒木城・・・福田古館？

目安条々

相馬六郎長胤申、御敵対治事、

一、於宇多庄、同十三日黒木入道一党・福嶋一党・

美豆五郎入道等、引率数多人勢企謀叛、惣領代等

押寄在所打取、当所楯籠之間、同十六日馳向御敵

二人打取令対治畢、（中略）

建武三年三月 日

明德三年（二三九二）

將軍足利義満、陸奥・出羽を鎌倉府の管轄に加える。

応永六年（二三九九）

鎌倉公方満兼、弟満貞（稲村御所）・満直（篠川御所）を派遣。

鎌倉府体制

④ 応永七年（二四〇〇）・稲村公方足利満貞書下

國學院大學所蔵白河結城文書（原町市史297）

陸奥国白河庄・高野郡・宇多庄・石川庄内当知行地

等事、如元不可有相違之状如件、

応永七年四月八日（花押）

白河兵衛入道殿（結城満朝）

陸奥国白河庄・高野郡・宇多庄・石川庄内当知行地等事、元の如く相違有るべからずの状、件の如し。

(二) 宇多庄合戦年

⑤ 正長二年（二四二九）カ・鎌倉公方足利持氏書状

角田石川文書（原町市史306）

於宇多庄合戦次第聞食了、随而白河口事者、差向里

見刑部少輔候、如此時分、四郡仁等未出陣之条、如

何様次第候哉、早速馳向候様、可致催促候、次懸田

・相馬忠節神妙候、委細者自周蔵主方、可被申遣之

候、謹言、

五月廿六日（花押）（足利持氏）

石河中務少輔殿（持光）

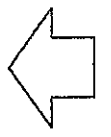
宇多庄に於いて合戦の次第、聞し食了。随いて白河口の事は、里見刑部少輔を差し向け候。かくの如き時分、四郡の仁等未だ出陣せざるの条、如何様の次第に候や。早速馳せ向い候様、催促を致すべく候。次に懸田・相馬の忠節神妙に候。委細は周蔵主方より、申し遣わさるべく候。謹言。

※持氏は里見氏を白川口に派遣し白河氏を攻撃

白川氏は幕府方として稲村公方と対立

※相馬氏・懸田氏は、鎌倉公方に属して参陣？

⑥正長二年カ・將軍足利義教御内書案 『後鑑』卷一四五(原町市史370)
 宇多庄弓矢事、先度被仰下候処、依籌策、属無為候、
 神妙也、
 九月十一日
 伊達兵部少輔殿(持宗)



鎌倉公方持氏+稲村公方満貞×篠川公方満直→幕府
 永享の乱(一四三九)持氏・満貞の敗死 ↓ 結城合戦：篠川公方満直戦死
 鎌倉府体制の崩壊

その後の宇多郡(庄)の支配者は?

⑦文明二年(一四七〇)・相馬隆胤契状 東京大学白川文書(原町市史88)

抑年来之依念願、今度申談候上者、於子々孫々も、
 不可疎略存候、若此旨偽候之者、御信仰

八幡大菩薩
 鹿嶋大明神

妙見大菩薩も

御照覽候へ、自今已後、不可意曲存候、仍為後日、
 契約状如件、

文明二年庚寅六月 日 平隆胤(花押)
 契約状 白川少弼殿(政朝)

⑧明心八年(一四九九)・相馬盛胤先達職安堵状 岩崎家文書(原町市史88)

宇多庄引道之事、不可有余儀候、
 平盛胤(花押)

明心八年七月二日
 治部卿へ

※相馬氏が白河氏から宇多庄を奪い取ったならば、その相手たる白河氏と一揆を結ぶか?・・・伊達氏が支配

宇多庄をめぐる伊達氏と相馬氏の確執

⑨天文七年(一五三八)「段銭古帳」 仙台市博物館所蔵・伊達家文書(原町市史88)

宇田之庄	
三十貫八百五十文	小泉(相馬市小泉)
十三貫七百七十五文	*高田(新地町高田・駒ヶ嶺村)
老貫五十文	あわつ(相馬市栗津)
六貫仁百七十五文	*たかくら島(新地町福田・高倉畑)
七貫仁百文	上なり田(相馬市成田)
十三貫百五十文	下つほ田(相馬市坪田)
九貫三百文	いしかみ(相馬市石上)
老貫四百五十文	はくのむら(相馬市馬場野)
十老貫百廿五文	なり田(相馬市成田)
十老貫五百文	*まよみ(新地町真弓)
老くはん文	*きのさき(新地町埜木崎・木崎)
仁貫八百文	*しはとみくら(新地町富倉・駒ヶ嶺)
十貫文	さかもと(山元町坂本)
十七貫四百五十文	*きのさき(新地町埜木崎・木崎)
十五貫九百五十文	はつの(相馬市初野)
御中館分	大まかり(相馬市大曲)
仁貫三百五十文	にい田(相馬市新田)
五貫仁百文	わらいほとけ(相馬市本笑)
十三貫四百五十文	おほつほ(相馬市大坪)
八貫八百文	いま田(相馬市今田)
五貫五百五十文	*すかや(新地町菅谷・駒ヶ嶺)
六貫五百文	あつき島(相馬市塚部・小豆畑)
仁貫五百文	山かみ(相馬市山上)
十老貫五百文	にいぬま(相馬市新沼)
仁十老貫文	
四貫五百文	*つか田(新地町塚田・駒ヶ嶺)
仁十五貫八百五十文	*南すかや(新地町菅谷・駒ヶ嶺)
三貫仁百五十文	下成田(相馬市成田)
十老貫七百五十文	ゆい木(相馬市柚木)
四貫仁百文	下にした(相馬市新田)
仁貫文	*しほたみ(新地町上波民・駒ヶ嶺)
七貫五百仁十五文	*ひかししほたみ(新地町波民中)
九貫仁百文	すゑまつ(相馬市岩子字稲田)
十老貫七百仁十五文	をのむら(相馬市小野)
七貫五十文	中むら(相馬市中村)
十五貫百文	につけいし(相馬市日下石)
十老貫八百五十文	たちや(相馬市立谷)
四貫八百文	おい
三貫仁百文	*しらは田(新地町白幡・駒ヶ嶺)
七貫文	つかのへ(相馬市塚部)
仁貫八百文	とみさへ(相馬市富沢)
七貫五百五十文	*すきの目(新地町杉目)
七貫九百五十文	ゆわのこ(相馬市岩子)
三貫四百廿五文	*ふしきき(新地町藤崎・駒ヶ嶺)
十九貫文	みねさき
以上三百八十九貫五百五十文	*ふく田(新地町福田)
	井ふちん 八十五貫七百一文
	はつき代 五貫五百八十文
	合て 百老貫六百八十一文

黒木が無い!!!

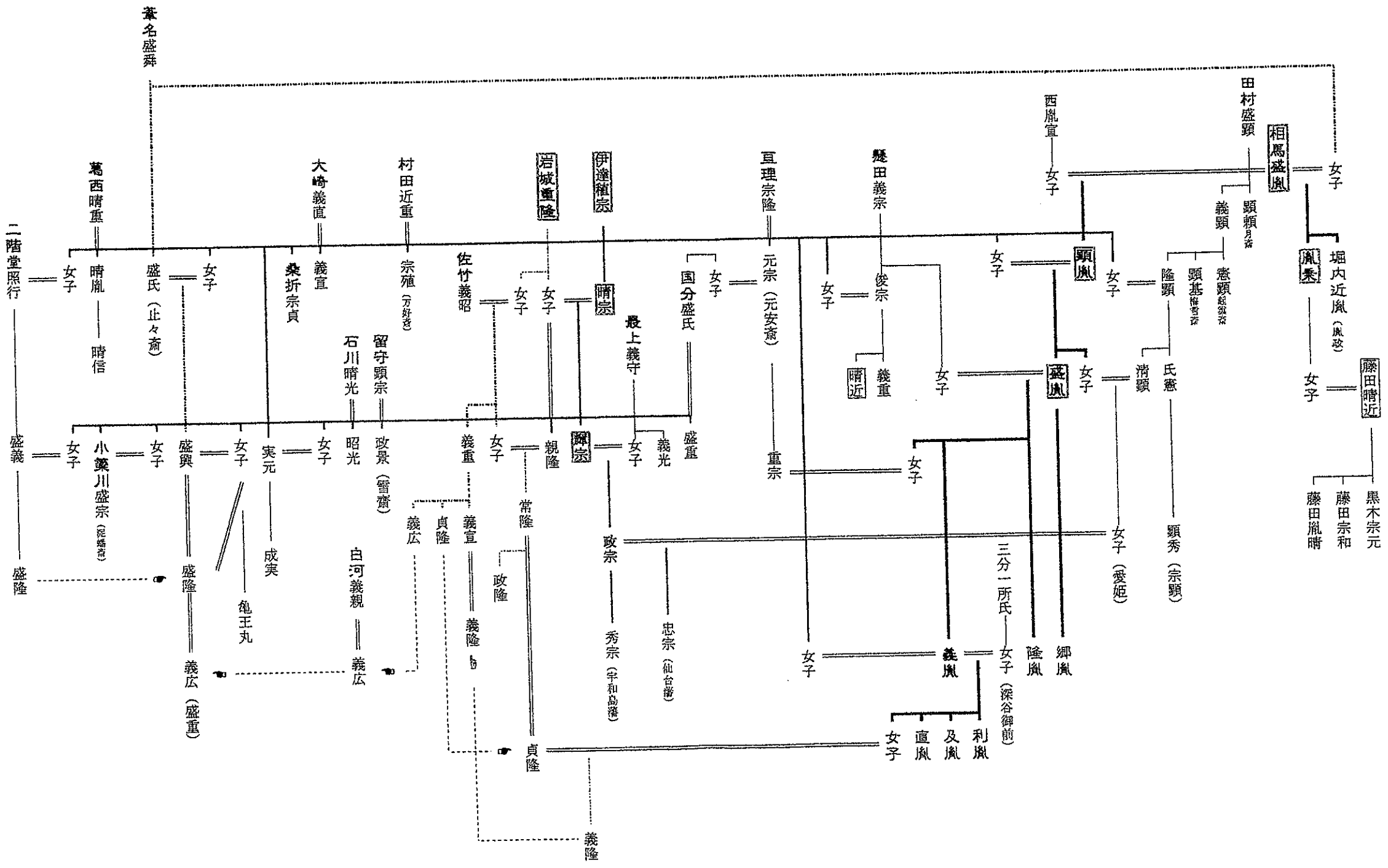
伊達天文の乱と相馬氏……伊達植宗(相馬顕胤)はか×伊達晴宗(岩城重隆)はか

⑩天文十四年(一五四五)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史88) ※元禄十六年(一七〇三)成立。伊達綱村の命により編纂。

二月廿二日、晴宗公賜二条書於松木四郎右衛門ニ曰ク、
 陵ニテ風雪ニ就レキ道、其地奔走艱辛不レ勝レハ言フニ也、
 汝言ヲ為レメ令レ出ニ重隆ノ馬ヲ於其地ニ、欲シト
 自レ是遣ニ一書ヲ於磐城ニ、雖レ然ト如ク汝所
 知レ、宇多衆已ニ竊シ、皆欲レヌ求ニ、磐城ノ援

二月二十二日、晴宗公、条書を松木四郎右衛門に賜いて曰く、
 風雪を凌ぎて道に就き、その地奔走、艱辛言うに勝えざる也。
 汝言う、重隆の馬をその地に出させしめんがために
 是より一書を磐城に遣わさんことを欲すと。然りと雖も、汝の
 知れるところの如く、宇多衆已に竊し、皆 磐城の援

相馬氏關係系圖（戰國期）



筆名盛舜

二階堂照行

盛義

盛隆

⑨ 天文十七年（一五四八）・伊達晴宗書状

伊達家文書（原町市史30）
 態令啓候、仍近日者其口の御様躰不斷無御心元候、然者、去月四日、中村左兵衛尉為始、相馬衆其外百余人討捕候、就之、同六伊具庄へ致出馬、号坂本・谷地小屋兩地属本意、先々返馬候、乍幾度申事、其口の御方々御相談候而、田村・二本松後詰之義、此堺頼入候、將亦頭胤中村地ニ于今在陣候、雖然、指義無之候、於時義、可御心易候、（中略）
 三月四日 晴宗（花押）
 本宮（宗頼）殿

態と啓せしめ候。仍て近日はその口の御様躰、不斷御心元無く候。然らば、去る月四日、中村左兵衛尉を始めとして、相馬衆その外百余人討ち捕り候。これに就き、同六日、伊具庄へ出馬を致し、坂本・谷地小屋と号する兩地、本意に属し、先々馬を返し候。幾度ながら申す事、その口の御方々、御相談候て、田村・二本松後詰の義、この堺頼み入り候。はたまた、頭胤、中村の地に今に在陣候。然ると雖も、指したる義これ無く候。時宜に於いて御心易かるべく候。（中略）
 中村左兵衛尉は相馬方
 坂本・谷地小屋

⑩ 天文十七年（一五四八）・『伊達正統世次考』

この月（九月）、公（植宗）父子和睦し、公、伊具郡円森城に隠居し、その近辺五箇の村邑を領すと云ふ。この年、公六十歳。晴宗公三十歳也。

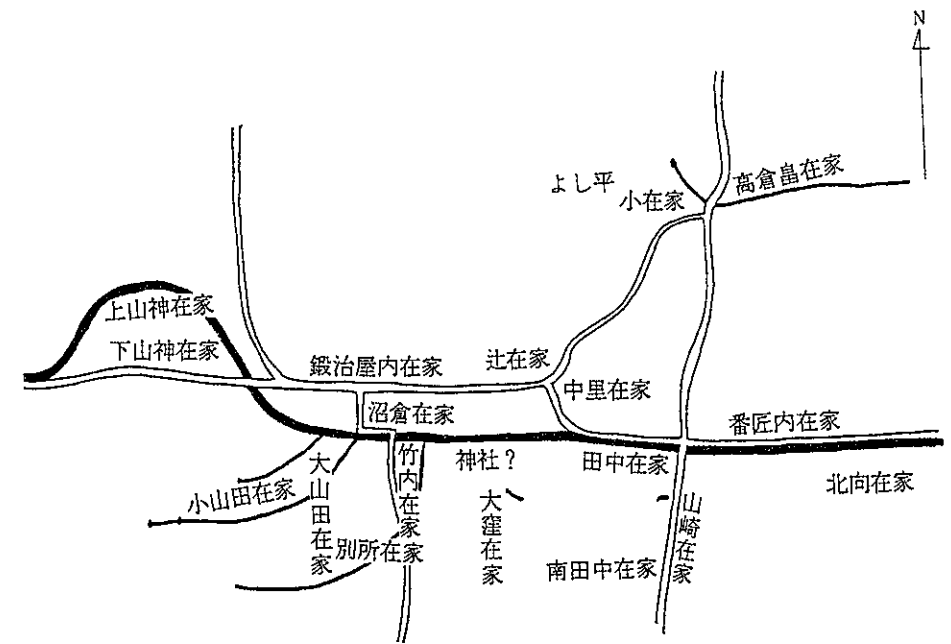
※実際は晴宗方の勝利

⑪ 天文二十二年（一五五三）・『晴宗公采地下賜録』（抄出）

- 御代田伯耆 福田村
- 竹内在家・別所在家・高城在家・沼倉在家・番匠内在家・河原在家・大窪在家・南田中在家・鍛冶屋在家・上山在家・下山在家・大山田在家・小山田在家・殿内在家・畠中在家・中里在家・辻在家・田中在家・山崎在家・北向在家・小在家・高倉畠在家・芦平・さんかう田八百刈・五百畠・神社千刈・貫島・林・山川惣領職・嶺七郎左衛門
 - 杉目東方
 - 高田・あさうち在家・海子田在家
 - 局・釣師浜、留塚新左衛門分末代相違あるまじく

⑫ 相馬氏と伊達氏の抗争

『相馬氏家譜』（原町市史35）※享保二十年（一七三五）成立。相馬尊胤の命により富田高詮が編纂。
 永禄年中、青田信濃父子逆心、木幡主水盛清無失ノ讒露顯、党類ノ面々田村へ逃走、反逆ノ族徒中村城代草野式部モ宇多郡馬場野ニ於テ討ル（中略）、弘治・永禄・元龜・天正年中、近国合戦ニ出陣、伊具郡金山・古佐井・丸森、阿武隈川ヲ限リニ攻捕ル、伊具輝宗領地ナリ、是ヨリ輝宗ト不通、金山相馬領ニ成テ、城ヲ築キ藤橋紀伊居住、其後ノ城代ハ佐藤河内・同将監・其子忠右衛門、天正十二年迄住館、古佐井モ始ハ藤橋紀伊、後佐藤宮内城代也（伊勢好信子磯辺ノ館ヨリ立谷ノ東山館ヲ築テ住居、其後古佐井へ移ス）、丸森ハ門馬大和・同民部、後二堀内播磨居住、諸所ノ城代ニ加番ノ兵士ヲ副テ日数ヲ定、一面々番書ニ交替、相馬境ノ要害其外ノ館墨一族郎従コレヲ守固ス、相馬三郎胤乗帰国、守鎌斎相三ト号、黒木ノ城代ナリ、



戦国期の在家所在地と水系
 『新地町史 歴史編』1999

⑬ 『性山公治家記録』

※元禄十六年（一七〇三）成立。伊達綱村の命により編纂。正式名は「性山公貞山公義山公雄山公御四代治家記録」。
 永禄十一年（一五六八）四月三日。
 今度伊達郡小嶋ニ於テ、小高ノ相馬弾正少弼殿平盛胤ト戦アリ。瀬上平三郎景康拔群ノ忠功アルニ因テ、今日感状ヲ賜リ、賞トシテ御代田郷ノ内数箇ノ地ヲ充行ハル。
 天正四年（一五七六）五月上旬。
 伊達郡東根へ御出陣。相馬弾正少弼殿盛胤、連年隣郡伊達・信夫表へ出張セラレ、当家ノ御家人等ト戦争アリ。因テ今度御馬ヲ出サル。

永禄年中・青田信濃父子逆心
 中村城代草野式部討たる
 弘治・天正
 相馬方、金山・小高・丸森攻め取る
 伊達輝宗と不和
 金山城代は藤橋紀伊、佐藤河内
 小高城代は藤橋紀伊、佐藤宮内
 丸森城代は門馬大和、堀内播磨
 黒木城代は相馬胤乗、藤田

相馬盛胤、伊達郡小嶋に侵攻。
 輝宗と合戦
 相馬盛胤、伊達・信夫表に侵攻。
 輝宗出陣

・天正五年（一五七七）五月十五日。（原町市史30）

葛西ノ家臣伊藤主計二御書下サル。曰ク、（中略）

將亦当口之儀、到近日ハ弥敵地取詰候。就中、去十一向宇田之荘及播、黒木

北之麦毛悉刈取候。其上号杉自寄居押散、新地籠口江進入、五六人討捕候。

翌日向金山・円森及播、両城麓之麦作無残薙取、如存分成置候。

・天正十一年（一五八三）二月六日。

公（輝宗）・嗣君（政宗）、伊具郡金山・丸森ノ両城へ御動アリ。御先手巨理源

五郎殿重宗、雉野尾川ヲ打越へ、金山城小口ニ押詰メ、挑戦ハル。且城下ノ

市郷ニ放火シ、四 五人討捕ル。

宇田荘播に及び黒木北の麦刈り取る

杉目を押し散らし、新地籠口に押入る

金山・丸森の麦刈り取る

輝宗・政宗、金山・丸森両城攻撃

④相馬氏と伊達氏の和睦

⑭天正五年（一五七七）・岩城隆宗書状 伊達家文書（原町市史31）

態令啓候、抑道祐御歎樂之由、其聞候、御様躰如何々、単二御床敷承度候之間、聊以脚力申入候、雖無申迄候、無油断御養性之儀、被加御諫言專一候、遠路故頃日慳々不承届候之間不申達、背本意候、然者相馬・御当方御間之儀、從田之被任媒介、早速被属御和与、御開陣之由、先以御肝要至極候、巨碎被露御回答、可令得其意候、恐々謹言

臘月三日 南 隆宗（花押）

伊達殿御宿所（輝宗）

態と啓せしめ候。抑道祐御歎樂の由、その聞え候、御様躰如何々。単に御床敷承りたく候の間、聊か脚力を以て申し入れ候。

申す迄も無く候と雖も、油断無き御養性の儀、御諫言を加えられ專一に候。遠路故、頃日慳々承け届かず候の間申し達せず、本意に背き候。然らば相馬・御当方御間の儀、田村よりの媒介に任せられ、早速御和与に属され、御開陣の由、先ず以て御肝要至極に候。巨碎御回答を被露し、その意を得せしむべく候。恐々謹言。

※相馬・伊達あいだの儀、田村の媒介により和与成就

⑮天正十一年（一五八三）・相馬義胤書状

東京大学史料編纂所蔵文書（原町市史32）

態与御届書欣然之至候、然者、去刻輝宗、丸森之地へ下着、内々如伝説之者、向金山之地可被及張陳之由候之条、及其擬候之處、去二一向物浅被相動、無時刻被引除候、其後時宜如何、別而無取刷入馬候、因茲、於当方も則時納馬候、於子細者可御心易候、仍爰元無事裁許之段、其听候歎、元宗如竊策者、金山・小斎両地、永当方有相抱而和融可然之由候、併輝宗出馬之砌、一和之事更難信用之段、堅固申払候、於爰元者無御心許不可有之候、諸毎期後説之時候条、闕筆端候、恐々謹言、

拾月十六日 義胤（花押）

蘆名西殿（盛隆）

態と御届書、欣然の至りに候。然らば、去る刻、輝宗丸森の地へ下着す。内々伝説の如くは、金山の地に向け張陳に及ばるべきの由に候の条、其擬に及び候の処、去らに一向物浅さに相動かれ、時刻無く引き除かれ候。その後時宜如何。別して取り刷い無く入馬候。茲に因りて、当方に於いても則時に納馬し候。子細に於いては御心易かるべく候。仍て、爰元無事裁許の段、その听え候か。元宗竊策の如くんば、金山・小斎の両地、永く

当方相抱え有りて和融然るべきの由に候。併しながら、輝宗出馬の砌り、一和の事、更に信用し難きの段、堅固に申し払候。爰元に於いては、御心許無くこれ有るべからず、諸毎後説の時を期し候条、筆端を開き候。恐々謹言。

※金山・小斎・永く相馬方抱えあり

⑯天正十一年（一五八四）・相馬義胤書状写

星敏彦氏所蔵文書（原町市史33）

今般為使僧、芳章之段令披見之候、抑伊・当間之無事之義、不被打置御裁許難止之条、去年一和任其意候、然者金山之地伊へ返置可令甚源之由、更不單分明候、爰元之模様自如雪斎所可申宣候、猶甘露寺任御伝達不能腐龜候、恐々謹言

卯月廿六日 義胤

岩城殿

今般使僧を為し、芳章の段披見せしめ候。抑も伊達・当（相馬）間の無事の義、御裁許を打ち置かれずし難きの条、去年、一和その意に任せ候。然らば、金山の地伊達へ返置、甚源せしむべきの由、更に分明に單ばず候。爰元の模様、如雪斎所より申し宣ふべく候。猶、甘露寺御伝達に任せ腐龜能わず候。恐々謹言。

○『性山公治家記録』 天正十二年（一五八四）五月下旬。 当家（伊達）相馬殿義胤御和睦アリ。田村殿、御両家御間柄ナレハ、御戦ノ義御心許ナク思シ、先年中途へ御出馬、御扱ヒアリトイヘトモ和義不調、御戦数

年二及フ、当春以来又宇多郡マテ出馬シ、逗留有テ様々御扱ヒアレトモ、公（輝宗）望ム所二不叶、許諾シ給ハス、故二四月中旬、田村ヨリ白川郡主七郎殿義親ヲ以テ、佐竹常陸介殿義重へ仰通セラル、佐竹ヨリ名代ノ使者差下サレ、磐城ヨリモ名代トシテ志賀右衛門武清ヲ差遣サレ、一同ニ取扱ハル、是二因テ公其意ニ任セラレ、和議調ヘリ、

※伊達家・相馬義胤と和睦 田村清頼仲介・「中人」 当春以来、又宇多郡まで出馬・逗留 輝宗拒否

(三) 政宗の宇多郡侵攻

⑤ 『貞山公治家記録』

※元禄十六年(一七〇三)成立。伊達綱村の命により編纂。正式名は「性山公貞山公義山公雄山公御四代治家記録」。

五月十八日。今日、公(政宗)大森城ヲ御出馬、一日ニ伊具郡金山城へ御着陣、直理元安齋・同源五郎殿(重宗)父子御迎トシテ直理城ヨリ丸森マテ参陣セラル。即チ御談合アリ。桑折播磨宗長以下ヲ加ヘラル。
抑今日相馬表へ御出馬ノ義ハ今度岩城殿常隆・相馬殿義胤仰合ラレ、常隆ハ小野ニ在陣、義胤ハ田村ノ内岩井沢(都路村)へ出馬セラレ、御相談ヲ以テ田村へ相働カルニ就テ、兼日田村警固トシテ大条尾張宗直・瀬上中務景康・桑折撰津政長・飯坂右近宗康ヲ差遣サル。
然ルニ公、内々相馬ノ様子聞召届ケラル所ニ、義胤人数ヲ率ヒテ田村へ働キ出ラル上ハ、相馬ハ留守ニシテ人数ナキ事疑ヒナシ、此隙ニ乗テ、相馬ノ境目新地・駒嶺ノ両城ヲ攻取リ玉ハハ、義胤田村へ働キ出ラル事モ向後叶マシキ間、田村表ノ為メニモ可然ト御思慮有テ、金山城主中島伊勢(宗求)等ニ内々相議セラレ、俄カニ刈田・柴田・伊具・名取ノ御人数、十七日ニ相馬表へ参陣スヘキノ旨仰付ラレ、田村へハ藤五郎殿(伊達成実)・白石右衛門(宗実)・片倉小十郎(景綱)ヲ差遣サレ、彼大条尾張(宗直)・瀬上中務(景康)ハ召返サレ、相馬表御出陣ノ御供ニ召加ヘラル。

政宗大森出陣、金山城に着陣。
直理元安齋・重宗父子、丸森にて迎える。
相馬表出馬の背景
・岩城常隆・相馬義胤談合して小野・岩井沢に出陣

・義胤田村出陣、相馬は留守にして軍勢
少なし。
・この隙に新地・駒嶺を奪取せば、今後、
義胤は田村侵攻も困難

⑥ 『貞山公治家記録』

五月十九日。相馬ノ地宇多郡駒嶺城へ御働キアリ。地形ヲ御巡見、四方ヨリ相圍テ取詰メラル。直理殿・重宗御先手トシテ二ノ曲輪ヲ攻取リ、討捕ル首際限ナク、御本陣へ贈献セラル。本丸許リニ攻破ルトイヘトモ、岸高シテ急ニ拔難シ。故ニ御人数少シ打拳ケ玉フ所ニ、城主藤崎内蔵允ト云者、人ヲ出シ中島伊勢ニ頼テ城ヲ開渡シ引退クヘシ、命許リハ助ケラル様ニト侘ヒ奉ル。公聞召シ、今夜中取籠メ、明日未明ニ攻取ルヘキ旨仰セアリ。然レトモ此城ヲハ引退セ可然由何レモ申上ケラル。終ニ其議ニ任セラレ、命ヲ助ケラル由仰出サル。是ニ於テ中嶋伊勢人質トシテ城ニ入り、未刻(午後二時頃)城中ノ者ヲシテ不残引退シメ、早速ニ落居ス。
此夜、公、杉目近所(新地町杉目)ニ野陣シ玉フ。

政宗、駒ヶ嶺城を攻撃。
直理父子先陣として二曲輪を攻め取る。
本丸は岸高くして急に抜け難し。
城主藤崎内蔵允、中嶋に開城を条件に助命を願う。
中嶋、人質として入城、未刻、城兵引退。
政宗、杉目近所に野陣。

⑦ 『伊達天正日記』

※延宝元禄頃(一六七三〜一七〇三)の成立。天正十五〜十八年の伊達家の公的日記。

五月二十日。天気吉、兼首山江御動き、前ニ口無しニ任せられ候。西ニ留守雪齋、東ニ日理殿御父子、北ニ宮内(重清)、南、左馬助(原田宗時)、石田殿(石母田景頼)・泉田殿(重光)始めと申し、各々ねまり御申し候。田手殿(宗実)もその地に参り御申し、夜ニ入り、上意様(政宗)召し懸けられ、惣鉄砲にてとはり懸けさせられ候。雪齋(留守政景)、物近かに土井楼築かせられ、日々夜々鉄砲撃たせられ候。
その日は、晩方、御談合も御座候。昼下がり、雨少し降り申し候。

政宗、兼首山を攻撃。
西・留守雪齋政景・・・土井楼
東・直理父子
北・宮内重清
南・原田宗時・石母田景頼・泉田重光

⑧ 『貞山公治家記録』

五月二十一日。留守殿(政景)・直理殿(元宗)ハ堀一重ニ取詰ツメ、土井櫓ヲ築カル。諸備モ方々ヨリ段々ニ取ツメ、堀一重ニ攻寄せタリ。城主某、駒嶺ハ此城(兼頭山)ヨリハ相馬へ程近トイヘトモ援兵無クシテ昨日落城ス。此城ハ相馬へ程遠ケレハ、弥援兵モ有ルヘカラスト思ヒ、元安齋ヲ頼ミ城ヲハ開渡スヘシ、命ハ助ケラル様ニト言上ス。即チ御許容アリ。然ルニ人質モ参ラサル以前ニ、城中何事歟火事出来ス。不慮ノ事故ニ御下知ナシトイヘトモ、総御人数一度ニ攻懸ケ悉ク撃敗ル。討捕ル首数多御本陣へ進献ス。其外撃捨、生捕等甚タ多シ。申下刻(午後五時前)ニ落着ス。城主某ハ出家シ、廻国行脚ノ身ト成ルト云々。

留守西、直理東・・・堀一重に取詰
城主某、元安齋を通じて開城を求む

※城主某 『東奥中村記』(伊具郡攻捕小狭井・金津(給事)

新地ノ山ニ城ヲ構ヘ門馬雅楽介ヲ城代ニ差置ル(今ノ古城是レ雅楽介一両年居住シ病死ス、(中略)中村ノ介添タリシ泉田甲斐ヲ新地ノ城代ニ移サレタリ)

『奥相秘鑑』

杉野目館新地共ニ 杉目掃部、後泉田甲斐 同所西館 杉目参河

⑨ 伊達政宗書状

登米伊達家文書(原町市史55)

此口両地城主、駒峯二者、黒木方相定、今日被
移候、葦頭山二者、亘理より坂本方被相定候、
警固以下、殊ニ普請も、昨今ニ悉無残所出来候条、
(奥上追書)
追而、両地近年相ヨリ、被入念候哉、普請結構ニ
候事、絶言句候、五六年以前之様躰二者、黒白
違候、以上、
五月廿四日亥刻 政宗(花押)

白右(白石右衛門宗実)

⑩ 伊達政宗知行宛行朱印状

伊達家文書(原町市史55)

今度下置候通、
一、杉目上下 一宇
一、小川 一宇
一、あふと浜 一宇
右三ヶ所、不可有永代相違候者也、
仍如件、
天正十七年己丑
五月廿三日 政宗(朱印) ○印文
中島伊勢守殿 「籠納」

⑪ 伊達政宗知行配分日記

涌谷伊達家文書(原町市史55)

新地ニ指添進候通、
一、谷地小屋
一、真弓
一、高倉島
一、木の崎
一、大井
一、らちの浜
以上、公領之通
一、つるし
一、福田
此外ニも其元江進候日記ニ相除候
知行之場候者、尤手ヲ入可申候

四 宇多庄・郡争奪の背景

(一) 鉄資源(製鉄)をめぐる

1 仙台藩年貢としての鉄生産と良材

① 砂鉄採取許状庄司英吾氏所蔵文書『丸森町史 史料編』

一、今泉浜
一、おうと浜
一、つるしはま
一、らちはま
一、中はま
右之通りにて、砂鉄阿らい候ニ、いろん
被申間敷候、依如件、
長尾主殿(黒印)

元和式冬十月十五日

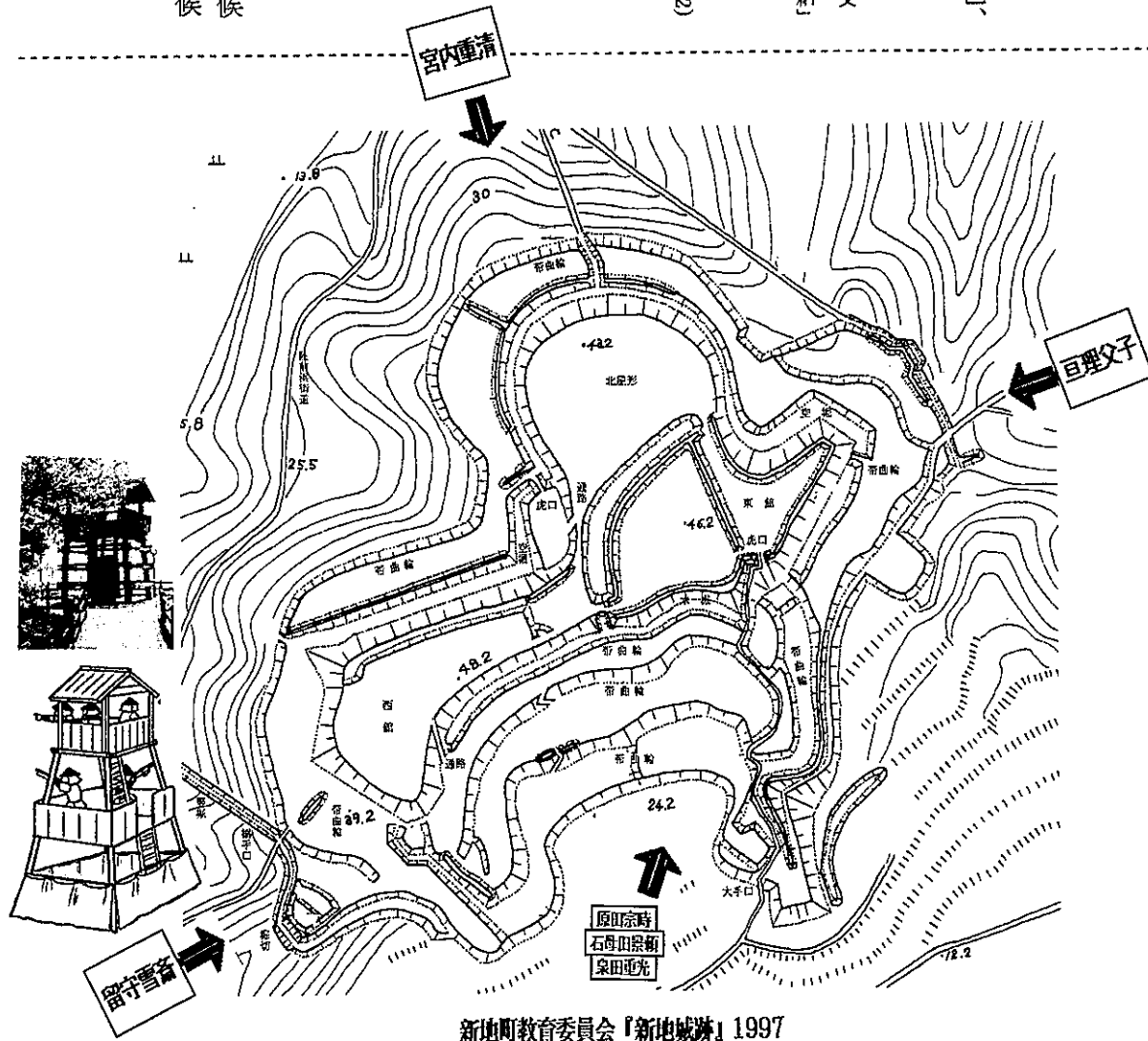
右ノ浜

肝入口

この口両地の城主、駒峯には黒木方(宗元)相定め、今日
移られ候。葦頭山には、亘理より坂本方、相定められ候。
警固以下、殊に普請も、昨今に悉く残す所無く出来し候条、
(奥上追書)

追て、両地、近年、相馬より念を入れられ候や。普請結構に
候う事、言句に絶し候。五、六年以前の様躰には、黒白に
違ひ候。以上。

※駒峯には黒木方 ※葦頭山には亘理より坂本方
※両地、近年相馬念を入れ、普請結構。五、六年前とは黒白に違ひ候。



新地町教育委員会『新地城跡』1997

② 御年貢鉄送状

庄司英吾氏所蔵文書『丸森町史 史料編』

寛永六年ふんの御年貢、くろかね拾八駄内七駄かたにハ
ふきかね候間、拾壹駄かたにあいわたし申候、依如件、
きも入 帯 刀

寛永八年十一月一日

志やうし□□□殿

砂鉄七里に木炭三里

③舟小屋柱注文状 庄司英吾氏所蔵文書『丸森町史 史料編』

一、三拾本 長さ四間木まわり本口にて仁尺五寸也、同末口壹尺仁寸也、但くり木
一、三拾五本 下屋の柱長さ仁間半也、まわり壹尺八寸、已上ハ右より御取候材木之内くたし候へく候、
一、仁十仁本 御小間舟小屋柱、但くたし可然候、
右、三口合八拾七本也、此内御めし候儀被成候ハ、四間木くりノ柱三十本計也、いそき才覚被申くたし候へく候、

元和三年九月十六日 鹽澤内記 高橋但馬(花押)

④鎌倉時代の製鉄遺跡

・南狼沢A遺跡(新地町谷地小屋宇南狼沢)

福島県教育委員会『常磐自動車道遺跡調査報告72』(二〇一五)

遺跡の時代

・九世紀中葉〜十世紀前葉

竪穴住居跡十旨 掘立柱建物跡十棟 鍛冶遺構四基 土坑十三基

墨書土器・「石澤寺」「寺」「修」

・十二〜十三世紀

製鉄遺構四基 土坑十一基

製鉄炉跡(十踏み轆) 十製炭施設十砂鉄貯蔵坑十廃滓場

・砂鉄を始発原料とする製錬工程の遺構・銑鉄と鋼

・砂鉄は酸化チタンが41・5%の高チタン砂鉄・大戸浜採集の砂鉄とほぼ同質

・鈴山遺跡北区(新地町杉目宇鈴山)

福島県教育委員会『常磐自動車道遺跡調査報告71』(二〇一五)

2資源をめぐる境界争い

⑤義胤朝臣御年譜一(『相馬藩世紀・第一』)

寛永八年(一六三一)条

一、四月廿三日、仙台・相馬、中居塚山論山御勝利、

元和五年(一六一九)、仙台下大橋ノ普請ニ、中居塚ノ山ニテ材木伐採之、大膳亮利胤君ノ御代、是ヨリ公事起、此年迄十三ヶ年相論、熊川左衛門(長巻)・石川十太夫(信昌)引受之、御訟ト成、酒井雅楽頭(忠世)殿家頼辻文左衛門、土井大炊頭(利勝)殿ヨリ早川弥五左衛門、酒井讚岐守(忠勝)殿ヨリ山川藤左衛門、永井信濃守(尚政)殿ヨリ松山五郎右衛門、右四人為檢使下着、中居塚ノ山当分ノ縄ヲ引、取分ケ、西東ノ堺ハ石窪ヨリ松ノ房川ノハタ迄、西ハ仙台領、東ハ相馬領ト極之、北ハ御手洗川、南ハ玉野川ヲ本ニ縄ヲ引、間数半分宛、北ハ仙台領、南ハ相馬ト分ケ、堺相立、仙台ヨリ大町豊後・佐々若狭、熊川左衛門・石川十太夫立合、堺縄ヲ築境ヲ極メ、従米沢も古川善兵衛・発知半右衛門出合、相馬領ニ相濟、

一、五月十五日、右山堺之儀、相馬領ニ相濟候、絵図并証書等、酒井雅楽頭殿殿中江御持参、御老中列席江被達之、

3その後の新地城

※新地城主

・史料三の⑨「養頸山には、亘理より坂本方、相定められ候」・・・坂元三河

・天正十九年八月九月頃、亘理重宗、遠田郡涌谷に在所替・・・坂元三河も所替?

・『伊達世臣家譜』※明和年間(一七六四〜七二)の成立。六代伊達宗邑の命により田辺希文・希元らにより編纂。

・大町三河守某(頼明)、文祿慶長之間、貞山公に奉仕。采邑を刈田郡三沢大町に賜い居住、

後に宇多郡新地に移住。

・大町備前元頼、采地千三百石を宇多郡に賜う。寛永七年、岩井郡東山藤沢邑に移住。

主な参考文献

新地町 一九九九(二〇〇二)『新地町史 歴史編』
南相馬市 二〇一七『原町市史 通史編一』
小林 清治氏 二〇〇三『戦国期の南奥州』歴史春秋社
大石直正・小林清治編 二〇〇四『陸奥邦の戦国社会』高志書院
小林 清治氏 二〇〇八『戦国大名伊達氏の研究』高志書院
山田 将之氏 二〇〇九「中人制における『戦国ノ作法』―戦国期の中人制と伊達氏の統一戦争―」『戦国史研究』5(2)
阿部 浩一氏 二〇一五『戦国期南奥の政治秩序』『東北史を開く』山川出版社
白根 靖大編 二〇一五『室町幕府と東北の国人』(吉川弘文館)
遠藤ゆり子編 二〇一六『伊達氏と戦国争乱』(吉川弘文館)
垣内 和孝氏 二〇一七『伊達政宗と南奥の戦国時代』吉川弘文館
岡田 清一 二〇〇九『宇多郡の鉄』『中世東国の地域社会と歴史資料』名著出版、初出は一九九〇
岡田 清一 二〇一九「中近世移行期の相馬氏と相双社会」『中世南奥羽の地域諸相』汲古書院、初出は二〇〇五